

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年4月25日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300170号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400001号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち令和2年1月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から令和3年5月16日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年1月から同年6月までの標準報酬月額については、16万円を17万円、同年9月及び同年10月の標準報酬月額については、14万2,000円を17万円、同年11月の標準報酬月額については、14万2,000円を16万円、同年12月から令和3年4月までの標準報酬月額については、14万2,000円を17万円とする。

令和2年1月から同年6月まで及び同年9月から令和3年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る令和2年1月から同年6月まで及び同年9月から令和3年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち令和元年12月30日から令和2年1月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間及び同年11月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年12月、令和2年7月及び同年8月の標準報酬月額については、16万円を17万円、同年11月の標準報酬月額については、14万2,000円を17万円とする。

令和元年12月、令和2年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)並びに同年11月の訂正後の標準報酬月額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和61年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：令和元年12月30日から令和3年5月16日まで

私は、請求期間において、A社が経営する事業所でB事務を担当していた。同社における年金加入履歴の厚生年金保険料及び標準報酬月額、私が保管する給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い金額となっているので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち令和2年1月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から令和3年5月16日までの期間について、A社の回答、同社から提出された請求者に係る源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び給与明細書によると、請求者は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち令和2年1月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から令和3年5月16日までの期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳及び給与明細書により確認できる標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は厚生年金保険料控除額から、令和2年1月から同年6月までは17万円、同年9月及び同年10月は17万円、同年11月は16万円、同年12月から令和3年4月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年12月30日から令和3年5月16日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、令和元年12月30日から令和3年5月16日までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る資格取得届及び算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記

録どおりの標準報酬月額に見合う額として資格取得届及び算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の令和2年1月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から令和3年5月16日までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち令和元年12月30日から令和2年1月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間について、上記事業主の回答、賃金台帳及び給与明細書並びに日本年金機構の回答により確認できる本来の報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる請求者の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、令和2年11月1日から同年12月1日までの期間について、上記事業主の回答、賃金台帳及び給与明細書により確認できる本来の報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額より高額であることが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間のうち令和元年12月30日から令和2年1月1日までの期間、令和2年7月1日から同年9月1日までの期間及び同年11月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額については、上記事業主の回答、賃金台帳及び給与明細書並びに日本年金機構の回答により確認できる本来の報酬月額から、17万円に訂正することが妥当である。

なお、令和元年12月、令和2年7月及び同年8月の上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）並びに同年11月の上記訂正後の標準報酬月額（上記第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300174号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400002号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を4万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和60年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月2日

私は、A社から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、請求期間においてA社から4万3,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が商号変更したB社の代表清算人及びA社の元取締役5人のうちオンライン記録により所在が確認できた4人に文書照会を行ったところ、回答があった3人は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300179号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400003号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月15日の標準賞与額を10万8,000円、平成23年7月15日の標準賞与額を5万3,000円、同年12月15日の標準賞与額を5万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年7月15日
② 平成23年7月15日
③ 平成23年12月15日

請求期間①、②及び③において、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。請求期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る請求期間①、②及び③の賞与賃金台帳、賞与明細書、平成22年分及び平成23年分源泉徴収簿(以下「賞与賃金台帳等」という。)、事業主の回答並びに請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間①、②及び③において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記賞与賃金台帳等、事業主の回答及び請求者から提出された賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は10万8,000円、請求期間②は5万3,000円、請求期間③は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年12月15日年金事務所受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。